

第三章 不法投棄防止条例の施行実態の把握

3-1 はじめに

第三章では、不法投棄防止条例の施行実態について取り上げている。各自治体の条例を項目ごとに記載状況、問題点等を詳述している。

3-2 目的

項目ごとに調査を進めることにより、条例の隅々まで調査できると考え、その条例の特徴を把握することが出来る。

3-3 方法

不法投棄防止条例内容を詳しく調査するため、各自治体 HP（付録 1 参照）より調査を行う。

3-4 条文の比較項目の選定

各条例の条文より不法投棄防止条例の施行実態を把握するため、比較の対象とする項目（全 38 項目）を選定した。表 3-1 に、不法投棄防止条例の施行実態把握のための比較項目を示す。

表 3-1 不法投棄防止条例の施行実態把握のための比較項目

排出責任の強化	不法投棄されない地域作り
1. 産業廃棄物管理責任者の設置	21. 不法投棄行為者等の公表
2. 廃棄物処理票	22. 生活環境の保全に関する協定の締結
3. 管理計画書の提出	23. 立ち入り検査
4. 委託先の確認	24. 保管の報告
自社産業廃棄物の規制	小規模産業廃棄物処理施設
5. 保管の届出	25. 小規模産業廃棄物処理施設の設置
6. 保管の制限	26. 産業廃棄物焼却施設の維持管理に係る記録及び閲覧
7. 保管の変更の届け出	27. 産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等
8. 保管場所における表示	28. 計画変更命令
9. 産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等	29. 基準適合命令
10. 搬入一時停止命令	30. 廃止施設等に対する措置等
11. 搬入・搬出時間の制限	31. 承継
12. 運搬管理票	32. 構造等の変更の届出
13. 搬入搬出管理簿	事業計画書
14. 産業廃棄物の性状などに関する情報の提供	33. 事業計画書の提出
処理体制の整備	34. 事業計画書の閲覧
15. 県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出または事前協議	35. 事業計画書についての関係住民による意見書の提出
16. 県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理	36. 見解書の提出
17. 処理業務実績の報告	37. 修正事業計画書の提出
土地管理の責任強化	38. 修正事業計画書の閲覧
18. 土地所有者等の責務	
19. 事故時の報告	
20. 支障の除去	

大きく分けると「排出責任の強化」4 項目、「自社産業廃棄物の規制」10 項目、「処理体制の整備」3 項目、「土地管理の責任強化」3 項目、「不法投棄されない地域作り」4 項目、「小規模産業廃棄物処理施設」8 項目、「事業計画書」6 項目となる。

3-5 結果及び考察

3-5-1 各自治体の項目記載率

各自治体それぞれの条例があり、内容もさまざまである。条文上の項目に着目してみても、その内容、記載されている数などさまざまである。そこで、図 3-1 に、各自治体の項目記載率を示す。

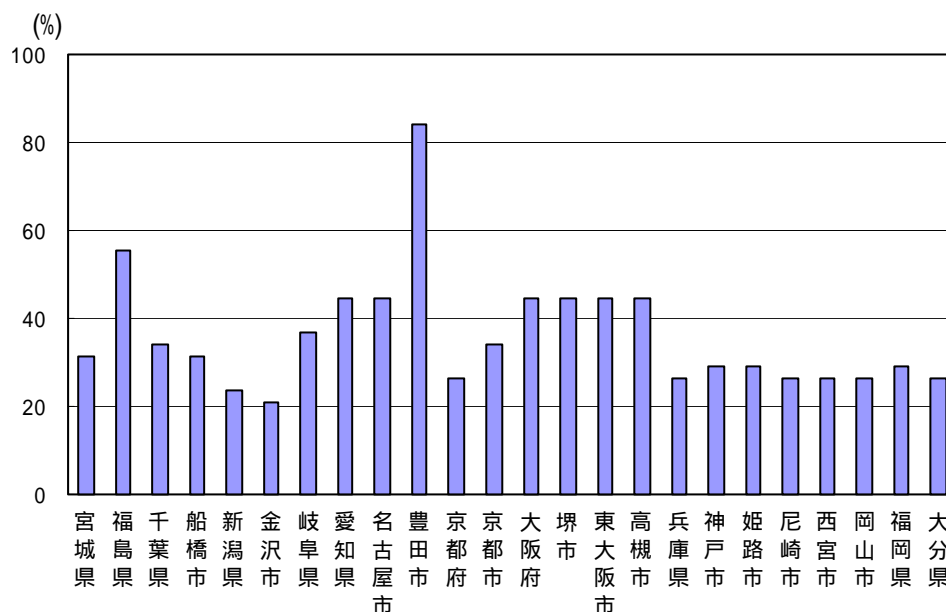


図 3-1 各自治体の項目記載率

比較項目についてそれぞれの自治体での記載率を調査した。記載率の算出方法は以下の通りである。

$$\text{項目記載率} = \text{項目記載数} \div \text{全比較項目 (全 38)}$$

対象自治体の中で、一番記載率が高かったのが、豊田市の 84%である。全 38 項目の内、30 項目について記載されている。次に多かったのは福島県の 55% (記載数 21) と豊田市とは大きな差が見られた。逆に記載率の低かったのは金沢市の 21% (記載数 8) であり、記載数は豊田市の 4 分の 1 であった。

また近隣自治体 (1-6 参照) において記載率が類似している傾向も表れた。図 3-1 から分るように、大阪府 (大阪府、堺市、東大阪市、高槻市) や兵庫県 (兵庫県、尼崎市、西宮市、神戸市、姫路市) の記載率はどの自治体も近い数値であり、愛知県 (愛知県、名古屋市、豊田市) でも豊田市は差があるが、愛知県と名古屋市は記載率が同じであり、条例内容の決定は近隣自治体との関係性もあると考えられる。

3-5-2 排出責任の強化

事業者が産業廃棄物を排出する際に、その排出の規制を強化することにより、不法投棄の抑制を図る。その排出責任の強化に関する項目、その記載状況・詳細を以下に記す。また、項目によって記載率の少ない理由は以下のように考える。

- ・ その項目について、問題が発生していない、もしくは少ないため。
- ・ 項目に必要な性がないため。
- ・ 法で規定されていないため

3-5-2-1 産業廃棄物管理責任者の設置

この産業廃棄物管理責任者の設置の理由は、主に産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるためである。表 3-2 に、産業廃棄物管理責任者の設置の記載状況を示す。

「産業廃棄物管理責任者」の記載自治体とは、「産業廃棄物管理責任者の設置」、「産業廃棄物管理者の設置」、「産業廃棄物管理主任者の設置」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-2 産業廃棄物管理責任者の設置の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	5	6	45%
保健所設置市	5	8	38%
合計	10	14	42%

表 3-2 より、記載状況は全体で 42%であり、ほぼ半数の自治体で記載されていた。なお、都道府県で 45%(宮城県、福島県、岐阜県、大阪府、福岡県)、保健所設置市で 38%(堺市、東大阪市、高槻市、神戸市、岡山市)と、都道府県と保健所設置市にはあまり差はなかった。しかし、大阪府(大阪府、堺市、東大阪市、高槻市)ではどの自治体でも記載されており、近隣自治体の関係があると分かる。

3-5-2-2 廃棄物処理票

事業者自ら産業廃棄物を運搬又は運搬及び処分を行う場合、運搬に係る産業廃棄物の引渡しと同時に運搬従事者に対し、定める事項を記載した産業廃棄物処理(管理)票の公布を義務付けている自治体がある。目的としては、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において適正に処理を行うためである。表 3-3 に、廃棄物処理票の記載状況を示す。

「廃棄物処理票」の記載自治体とは、「廃棄物処理票」、「廃棄物管理票」、「産業廃棄物管理票」、「産業廃棄物処理票」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-3 廃棄物処理票の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	2	9	18%
保健所設置市	1	12	8%
合計	3	21	13%

この項目の記載状況については、全体の 13%が記載しており、その記載自治体は福島県、千葉県、船橋市の 3 自治体で、保健所設置市に至っては 1 箇所しか記載しておらず、条例制定自治体には、着目されていないことが分かる。

3-5-2-3 管理計画書の提出

産業廃棄物を排出している事業者が産業廃棄物の減量や処理に関する事項を記載した計画書を提出させている自治体がある。計画書を提出義務づけることにより、産業廃棄物の減量に繋がるほか、事業者の監視という目的も果たしている。また、自治体によってはこの管理計画の実施の状況について、報告しなければならないところもある。表 3-4 に、管理計画書の記載状況を示す。

「管理計画書」の記載自治体とは、「管理計画書」、「廃棄物管理計画書」のいずれかが、表 2-1 に明記されている自治体を意味する。

表3-4 管理計画書の提出の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	2	9	18%
保健所設置市	1	12	8%
合計	3	21	13%

記載状況は、全体の 13%と記載している条例は少ない。福島県、岐阜県、豊田市で記載されており、廃棄物処理票と同じように、管理計画書の提出についても必要と考える自治体は少ないと分かる。

3-5-2-4 委託先の確認

事業者は産業廃棄物の処分を委託する場合は、委託しようとする処分業者が能力を有していることを確認しなければならない。また、記載している全ての自治体で委託した事業者が産業廃棄物の処理状況を定期的に確認することを必要とする自治体がある。委託するだけでなく、最終的に処分されるまで責任をもって、管理することを目的としている。表 3-5 に、委託先の確認の記載状況を示す。

「委託先の確認」の記載自治体とは、「委託先の確認」、「委託先の能力等の確認」、「委託先の能力」、「処理を委託する場合における確認等」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-5 委託先の確認の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	5	6	45%
保健所設置市	3	10	23%
合計	8	16	33%

記載状況は都道府県では、45%と約半数が記載しているのに対し、保健所設置市では23%と差が見られる。全体では33%となっており、それほど低い数値というわけではなかった。記載自治体は、宮城県、新潟県、金沢市、岐阜県、愛知県、名古屋市、豊田市、福岡県であり、愛知県や岐阜県と近隣自治体の関係も見られる。

3-5-3 自社産業廃棄物の規制

事業者が自社で産業廃棄物を管理する際にその保管方法、搬入・搬出方法などを規制することにより、産業廃棄物を不正に管理することを防ぐ。自社産業廃棄物の規制に該当する項目は全部で11項目である。保管に関する項目が5項目、運搬に関する項目が5項目となっており、特に保管に関する項目は記載状況も高い数値を示しており、多くの自治体で産業廃棄物の保管に関して問題を抱えていたとも考えられる。

3-5-3-1 保管の届出

事業者は自ら産業廃棄物の保管をしようとする時は、その保管場所ごとに知事等に届け出なければならない。多くの自治体で保管の届出に関する項目を記載しており、届出をしなければ保管が出来ないようになっている。当然ながら、届出をせずに保管を行えば、罰則規定も設けられている。表3-6に、保管の届出の記載状況を示す。

「保管の届出」の記載自治体とは、「保管の届出」、「保管の場所に係る届出」のいずれかが、表2-1の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-6 保管の届出の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	8	3	73%
保健所設置市	12	1	92%
合計	20	4	83%

その記載状況だが、表3-6より、都道府県、保健所設置市ともに高い数値を示しており、記載されていないのは、都道府県は3自治体（千葉県、新潟県、福岡県）、保健所設置市に至っては、記載されていないのは1自治体（船橋市）だけと、重要な項目として認識されている。裏返せば、産業廃棄物の保管に関しては多くの問題が生じており、そ

れらを改善するために、また未然防止のために、このように多くの自治体で記載されていると考えられる。

3-5-3-2 保管の制限

保管の届出の他に、保管の制限を設けている自治体もある。その制限というのは例えば、県内の事業場で生じた産業廃棄物と県外の事業場で生じた産業廃棄物とを分別して行うといったような制限である。しかし、この制限は多くの自治体では保管の届出の際に記載する事項に廃棄物の種類、量など制限しているところがほとんどで、一つの項目として保管の制限を記載している自治体は少ない。表3-7に、保管の制限の記載状況を示す。

「保管の制限」の記載自治体とは、「保管の制限」を表2-1の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-7 保管の制限の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	3	8	27%
保健所設置市	0	13	0%
合計	3	21	13%

記載状況は全体の13%となっており、産業廃棄物の保管の届出よりも、はるかに記載自治体（宮城県、福島県、新潟県）が低いことが分かる。保管の届出は義務付けるが、制限を設けるまでに至る自治体は少ないことがこれより読み取れる。

3-5-3-3 保管の変更の届出

保管の届出で届け出た内容に変更がある場合、また変更する場合はその変更内容を知事等に届出なければならない。表3-8に、保管の変更の届出の記載状況を示す。

「保管の変更の届出」の記載自治体とは、「保管の変更の届出」、「保管の変更」、「変更等の届出」のいずれかが、表2-1の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-8 保管の変更の届出の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	6	5	55%
保健所設置市	11	2	85%
合計	17	7	71%

この項目は、保管の届出を行う自治体のほとんどが記載しているが、都道府県で2自治体（宮城県、愛知県）、保健所設置市で1自治体（名古屋市）、記載されていない自治体が存在する。

3-5-3-4 保管場所における表示

保管の届出を義務付けている自治体の中には、その保管場所に保管用地である旨を表示させている自治体がある。この表示は保管用地を管理する役割があり、その場所が保管用地であると一目でわかるようになっている。表 3-9 に、保管場所における表示の記載状況を示す。

「保管場所における表示」の記載自治体とは、「保管場所における表示」、「保管用地における表示」、「保管場所の標章の表示」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-9 保管場所における表示の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	2	9	18%
保健所設置市	6	7	46%
合計	8	16	33%

また、保管の届出を行っている自治体の内、保管場所における表示を行っている自治体は、都道府県は 8 自治体中 2 自治体（岐阜県、大阪府）、保健所設置市は 12 自治体中 6 自治体（金沢市、豊田市、京都市、堺市、東大阪市、高槻市）となっていて、保健所設置市では多くの自治体で保管場所における表示が義務づけられている。また、大阪府（大阪府、堺市、東大阪市、高槻市）が半数を占め、近隣自治体の関係も見られる。

3-5-3-5 産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等

保管の届出を行った事業者は、その産業廃棄物の保管や処理等について、規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。表 3-10 に、産業廃棄物の保管等に係わる帳簿の備え付け等の記載状況を示す。

「産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等」の記載自治体とは、「産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等」、「産業廃棄物の保管等に係る帳簿の作成」、「産業廃棄物の保管等における帳簿の作成」、「産業廃棄物の処理における帳簿の作成」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-10 産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	2	9	18%
保健所設置市	3	10	23%
合計	5	19	21%

記載状況はともに約 2 割と多くない。保管の届出についての記載が多いのに比べ、その保管の際の管理に関してはあまり記載されていないことが分かる。記載自治体は、福島

県以外は、すべて大阪府（大阪府、堺市、東大阪市、高槻市）であり、近隣自治体の関係が分かる。

3-5-3-6 搬入一時停止命令

これまでは保管についての項目であったが、これより搬入・搬出、運搬についての項目である。まず、この搬入一時停止命令だが、これは産業廃棄物が保管されている土地への搬入が継続することにより地域の生活環境保全が損なわれると認める時、知事はその搬入の一時停止を命ずることができるという項目である。また、この停止期間だが、すべての自治体が最大 30 日としている。また、自治体によっては、場合によっては期間を延長するとしているところもある。表 3-11 に、搬入一時停止命令の記載状況を示す。

「搬入一時停止命令」の記載自治体とは、「搬入一時停止命令」、「搬入停止命令」、「搬入の一時停止」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-11 搬入一時停止命令の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	3	8	27%
保健所設置市	10	3	77%
合計	13	11	54%

記載状況は全体で 54%であるが、都道府県では 3 割ほどしか記載していないが、保健所設置市ではその 2 倍以上の 77%となっている。その要因は、近隣自治体の関係にある。記載している 13 自治体の内、京都府（京都府、京都市）2 自治体、大阪府（大阪府、堺市、東大阪市、高槻市）4 自治体、兵庫県（兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）5 自治体と近畿の自治体が 11 自治体を占めているからである。この項目に関して言えば、近畿の自治体中心に記載されている。ちなみに残りの記載自治体は、金沢市と豊田市であった。

3-5-3-7 搬入・搬出時間の制限

一時停止命令の他に搬入・搬出の時間を制限している自治体もある。搬入・搬出禁止の時間を定め、不法投棄が多いとされている夜間の搬入・搬出を制限している。表 3-12 に、搬入・搬出時間等の制限の記載状況を示す。

「搬入・搬出時間の制限」の記載自治体とは、「搬入・搬出時間の制限」を表 2-1 の条例に明記している自治体を意味する。

表3-12 搬入・搬出時間等の制限の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	1	10	9%
保健所設置市	2	11	15%
合計	3	21	13%

記載状況はどちらも非常に少ない。搬入・搬出時間に制限をかけるのは、あまり効果的ではないのだろうか。記載自治体は、千葉県、船橋市、豊田市である。

3-5-3-8 運搬管理票

産業廃棄物を運搬する際に欠かせないのが、運搬車両である。この運搬車両を利用する際に、必要としているのが運搬管理票である。産業廃棄物を運搬するときは、この表示を義務づけている自治体がある。この管理票は保管の届出者が運搬に従事する者に交付をしなければならない。この管理票を表示することにより、その車両が運搬車両として認められていることが一目で分かり、不正運搬の防止に繋がる。表 3-13 に、運搬管理表の記載状況を示す。

「運搬管理票」の記載自治体とは、「運搬管理票」、「収集運搬車両の表示」、「運搬指示票」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている条例を意味する。

表3-13 運搬管理表の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	4	7	36%
保健所設置市	6	7	46%
合計	10	14	42%

記載状況を見ると、全体で 42%であり、都道府県 36%（福島県、千葉県、京都府、兵庫県）、保健所設置市 46%（船橋市、京都市、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）の自治体で記載されており、比較的多くの自治体で取り組まれており、産業廃棄物の運搬に対する問題意識が伺える。また、京都府（京都府、京都市）、兵庫県（兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）と関西の自治体が多くを占めていた。

3-5-3-9 搬入搬出管理簿

運搬管理票を交付した者に土地ごとに管理簿を作成し、その搬入・搬出の状況を記録し、保存を義務づける自治体もある。ただ、運搬管理票を交付し、運搬させるのではなく、その記録をつけることにより、不正の防止を図っている。表 3-14 に、搬入搬出管理簿の記載状況を示す。

「搬入搬出管理簿」の記載自治体とは、「搬入搬出管理簿」、「搬入搬出管理表」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-14 搬入搬出管理簿の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	
都道府県	1	10	9%
保健所設置市	5	8	38%
合計	6	18	25%

記載状況だが、全体で 25%であり、都道府県の 9%（兵庫県）に対し、保健所設置市は 38%（豊田市、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）と、保健所設置市の方がはるかに都道府県を上回っているが、この保健所設置市の記載率の理由としては、兵庫県の 5 自治体が記載していることから、このような差が生まれており、実際に記載されているのは、豊田市と兵庫県であると分かる。

3-5-3-10 産業廃棄物の性状などに関する情報の提供

また運搬、収集、処理を業者に委託する時は、他人にその産業廃棄物の性状の確認をさせている自治体がある。表 3-15 に、産業廃棄物の性状などに関する情報の提供の記載状況を示す。

「産業廃棄物の性状などに関する情報の提供」の記載自治体とは、「産業廃棄物の性状などに関する情報の提供」、「性状などに関する情報の提供」、「産業廃棄物の性状の確認」、「産業廃棄物の性状の確認・提供」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-15 産業廃棄物の性状などに関する情報の提供の記載状況

	記載	未記載	
都道府県	4	7	36%
保健所設置市	0	13	0%
合計	4	20	17%

この項目については都道府県の 4 自治体（宮城県、福島県、福岡県、大分県）が記載しているのに対し、保健所設置市では記載がされていなかった。

3-5-4 処理体制の整備

不法投棄はその地域だけの問題ではない。県（市）外の産業廃棄物を県（市）内に持ち込まれ、不法投棄している業者も存在する。そういった行為を規制するため、県（市）外の産業廃棄物を県（市）内に持ち込む際に、事前に届出を必要としている自治体がある。また、県（市）外への搬出を防ぐため、県（市）内の産業廃棄物は県（市）内で処理することを義務づけている自治体もある。

3-5-4-1 県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出または事前協議

県（市）外産業廃棄物の不正な搬入を防ぐために、県（市）外に事業場を有する事業者が、その事業場で生じる産業廃棄物を処理するために県（市）内に搬入する時は、事前に知事に届出をすることを義務付けている。表 3-16 に、県（市）外産業廃棄物の県（市）内搬入の届出の記載状況を示す。

「県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出または事前協議」の記載自治体とは、「県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出または事前協議」、「県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入」、「産業廃棄物の搬入の届出」、「産業廃棄物の搬入の事前協議」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている条例を意味する。

表3-16 県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	4	7	36%
保健所設置市	3	10	23%
合計	7	17	29%

記載状況は、全体で 29%であり、都道府県は 36%（福島県、新潟県、岐阜県、愛知県）、保健所設置市は 23%（名古屋市、豊田市、岡山市）の自治体で記載されている。また、この項目が記載されるまでは、無断で搬入を行い不法投棄されていた自治体も、記載されてからは不正搬入が激減したとある。

3-5-4-2 県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理

また、県(市)外への搬出を防ぐために、県(市)内に事業場を有する事業者は、当該事業場で生じた産業廃棄物は自ら処理するよう義務付けている自治体もある。表 3-17 に、県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理の記載状況を示す。

「県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理」の記載自治体とは、「県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理」、「産業廃棄物の県(市)内処理」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-17 県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	3	8	27%
保健所設置市	0	13	0%
合計	3	21	13%

記載状況は、全体で 13%だが、都道府県（新潟県、岐阜県、大分県）でしか記載されておらず、表 3-16 搬入の事前協議の項目に比べると、約半数に下がる。県内に持ち込むことを制限する項目はあるが、県内の産業廃棄物を持ち出さないという項目はないという自治体が 5 自治体（福島県、愛知県、名古屋市、豊田市、岡山市）あることが分かる。

3-5-4-3 処理業務実績の報告

県(市)内に搬入し、それを処分した事業者はその処理業務実績の報告を義務づけている自治体もある。表 3-18 に、処理業務実績の報告の記載状況を示す。

「処理業務実績の報告」の記載自治体とは、「処理業務実績の報告」、「処理実績の報告」、「処理業務の管理」、「処理実績の管理」、「処分実績の報告」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-18 処理業務実績の報告の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	1	10	9%
保健所設置市	3	10	23%
合計	4	20	17%

記載状況は全体で 17%、都道府県では記載自治体が福島県だけであり、保健所設置市も名古屋市、豊田市、岡山市のみで、ほとんどの自治体では記載されていない。

3-5-5 土地管理の責任強化

産業廃棄物を保管するための土地を管理する土地所有者に関しても条例で規制している。土地の管理を強化することにより、その土地での不正な保管等を防止する事が出来る。不法投棄は排出、処理する事業者だけの問題ではないのである。

3-5-5-1 土地所有者等の責務

この土地所有者等の責務に関する項目はほぼ全ての自治体で記載されている。しかしその記載内容に少し違いが見られる。表 3-19 に、土地所有者等の責務の記載状況を示す。

「土地所有者等の責務」の記載自治体とは、「土地所有者等の責務」、「土地所有者等の責任」、「土地の適正な管理」、「土地所有者等の義務」、「土地所有者等の講ずべき措置等」、「土地所有者等に対する措置命令」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表3-19 土地所有者等の責務の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	11	0	100%
保健所設置市	12	1	92%
合計	23	1	96%

表 3-19 から分かるように、ほとんどの自治体でこの項目について記載している。記載されていなかったのは、岡山市であった。条文より、この責務に関する内容を分けると以下の 4 つに分けられる。

- a) 土地所有者等は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、適正な管理を行わなければならない。

- b) 産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地の所有者等は、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（通報等）を講ずるよう努めなければならない。
- c) 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進に関する県、市町村の講じる措置に協力しなければならない。
- d) 知事等は、県(市)内の土地において、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知った場合は、その土地所有者等に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

土地所有者等の責務に関する項目を記載している自治体は、上記の4つの内容のいずれかもしくは、いずれをも用いて土地所有者等の責務としている。表3-20に、土地所有者等の責務の内訳を示す。

表3-20 土地所有者等の責務の内訳

a)適正な管理 b)必要な措置 c)県、市町村への協力 d)知事等の勧告	4
a)適正な管理 b)必要な措置 c)県、市町村への協力	11
a)適正な管理 b)必要な措置 d)知事等の勧告	2
a)適正な管理 b)必要な措置	5
a)適正な管理 c)県、市町村への協力	1
a)適正な管理	23
b)必要な措置	22
c)県、市町村への協力	16
d)知事等の勧告	6

表3-20より、a) 適正な管理は記載されている全自治体で記載されている。b) 必要な措置についても、22自治体とほぼ全ての自治体が記載している。一番記載数が少なかったのは、d) 知事等の勧告であり、6自治体であった。また、自治体では、これらの項目をいくつか複数で記載し、土地所有者等の責務としている。その内訳で一番多かったのが、a)b)c)の3つであり、約半数の自治体がこの3つの項目を記載していた。その他は、どれも少なかった。

3-5-5-2 事故時の報告

廃棄物を処理する目的の施設設置者は、その施設において破損やその他の事故が起こった場合には、その支障の除去を行い、講じた内容等を知事等に報告しなければならない自治体がある。表3-21に、事故時の報告の記載状況を示す。

「事故時の報告」の記載自治体とは、「事故時の報告」、「事故時の措置」、「事故時の応急措置等」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-21 事故時の報告の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	2	9	18%
保健所設置市	3	10	23%
合計	5	19	21%

表 3-21 より、記載状況は全体で 21%であり、都道府県、保健所設置市ともに記載率は低く、多くの自治体では記載されていなかった。記載自治体は、愛知県（愛知県、名古屋市、豊田市）、姫路市、福岡県の 5 自治体である。愛知県の 3 自治体はすべて記載していた。

3-5-5-3 支障の除去

また、産業廃棄物を保管するにあたって、処理基準に適合しない産業廃棄物を保管がされている場合、知事等は必要な限度において、その支障の除去又は発生の防止を命ずることが出来るとしている自治体がある。表 3-22 に、支障の除去の記載状況を示す。

「支障の除去」の記載自治体とは、「支障の除去」、「支障の除去等の勧告」、「支障の除去等の措置の勧告」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-22 支障の除去の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	4	7	36%
保健所設置市	9	4	69%
合計	13	11	54%

この支障の除去の項目では、地域特有の記載であった。記載自治体は福島県、豊田市、京都府（京都市）、大阪府（堺市、東大阪市、高槻市）、兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）の自治体はすべてこの項目について記載しており、全記載自治体の 7 割は大阪府と兵庫県であった。近隣自治体の関係性が見られる。

3-5-6 不法投棄されない地域作り

不法投棄を防止するため、自治体、地域で行っていることもある。例えば、不法投棄行為者のその情報の公開や事業者が条例を守っているかどうかの確認のための立ち入り検査を行う自治体も多い。また、地域によっては不法投棄の多い場所の入り口に、地権者の管理責任を警告する意味での看板を立てるといふ、地域住民、事業者等と協力した地域づくりを行っている自治体もある。

3-5-6-1 不法投棄行為者等の公表

不法投棄を行った者、また条例に従わなかった者等のその旨を公表する。自治体によって公表内容はばらつきがあるが、主に、氏名又は名称、住所、条例に違反した事実等を公表している。表 3-23 に、不法投棄行為者等の公表の記載状況を示す。

「不法投棄行為者等の公表」の記載自治体とは、「不法投棄行為者等の公表」、「勧告に従わない者等の公表」、「公表」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-23 不法投棄行為者等の公表の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	9	2	82%
保健所設置市	13	0	100%
合計	22	2	92%

合計で 9 割以上の自治体が記載している。福島県と岐阜県が記載していなかったが、保健所設置市については、すべての自治体が記載していることが分かる。また、その内不法投棄を行った者に限定して記載している自治体については表 3-24 に、不法投棄行為者の公表の記載状況として示す。

「不法投棄行為者の公表」の記載自治体とは、「不法投棄行為者の公表」、「不法投棄行為者等の公表」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-24 不法投棄行為者の公表の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	4	7	36%
保健所設置市	5	8	38%
合計	9	15	38%

表 3-24 より、不法投棄行為者に限って見ると、ともに 40%弱と下がる。自治体の多くは、不法投棄者だけでなく、条例違反者も含めて公表を行っていることが分かる。記載自治体は、宮城県、愛知県、京都府、大阪府、豊田市、金沢市、堺市、神戸市、尼崎市であった。

3-5-6-2 生活環境の保全に関する協定の締結

知事は、産業廃棄物処理施設等に係る周辺地域の生活環境の保全上の配慮に関し、地域住民等の理解と信頼を確保するために必要があると認めるときは、当該施設設置（予定）者に対し、市町村の長もしくは地域住民等の代表者又は両者との間において、生活環境の保全上に関する協定を締結するよう求めることが出来る。表 3-25 に、生活環境の保全に関する協定の締結の記載状況を示す。

「生活環境の保全に関する協定の締結」の記載自治体とは、「生活環境の保全に関する協定の締結」、「環境保全協定等の締結」、「生活環境保全協定の締結等」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-25 生活環境の保全に関する協定の締結の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	3	8	27%
保健所設置市	1	12	8%
合計	4	20	17%

記載状況は都道府県 3 自治体（宮城県、岐阜県、愛知県）に対し、保健所設置市では 1 自治体（豊田市）のみと若干の差がある。

3-5-6-3 立ち入り検査

条例において、違反またはその疑いがある場合や、知事が必要と認める場合は、対象場所に立ち入り、検査を行うことが出来る。表 3-26 に、立ち入り検査の記載状況を示す。

「立ち入り検査」の記載自治体とは、「立ち入り検査」、「報告及び検査」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-26 立ち入り検査の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	10	1	91%
保健所設置市	12	1	92%
合計	22	2	92%

記載状況はほとんどの自治体で立ち入り検査について記載している。記載していない自治体は都道府県（岐阜県）、保健所設置市（岡山市）ともに 1 自治体のみである。自治体での立ち入り検査の必要性が高いと分かる。

3-5-6-3 保管の報告

知事は、産業廃棄物等の保管等が行われていると認めるときは、保管を行う者に対し、必要な報告を求めることが出来る。この保管の報告は不正に保管を行っていないかどうか、またこうした報告を行うことで、不正な保管を未然に防ぐという役割も担っている。表 3-27 に、保管の報告の記載状況を示す。

「保管の報告」の記載自治体とは、「保管の報告」、「報告及び検査」のいずれかが、表 2-1 に明記されている自治体を意味する。

表 3-27 保管の報告の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	9	2	82%
保健所設置市	12	1	92%
合計	21	3	88%

表 3-26 立ち入り検査の記載状況と同じく、多くの自治体で記載されている。立ち入り検査に関する記載を行っていない、岐阜県、岡山市と唯一、立ち入り検査を行っているが、保管の報告については記載していないのが大分県であり、その 3 自治体が記載していない。

3-5-7 小規模産業廃棄物処理施設

法の許可を要する産業廃棄物の焼却施設以外の産業廃棄物の焼却施設であって、次のいずれかに該当するものを小規模産業廃棄物処理施設とした。

- ・ 1 時間当たりの処理能力が 50kg 以上のもの
- ・ 火格子面積若しくは火床面積が 0.5m² 以上のもの
- ・ 燃焼室の容積が 0.7m³ 以上のもの
- ・ 廃プラスチック類、木屑又はガレキ類である産業廃棄物の破碎施設であって 1 日当たりの処理能力が 5t 以下のもの
- ・ 事業者が自ら排出した産業廃棄物の積替場であって、当該産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する面積が 100m² 以上のもの
- ・ 特に具体的な大きさなど、明記していないものは小規模処理施設とみなさない。

3-5-7-1 小規模産業廃棄物処理施設の設置

自治体では、産業廃棄物処理施設の設置についての項目を記載している。しかし自治体によっては、小規模な産業廃棄物処理施設の設置に関して記載しているところもある。表 3-28 に、産業廃棄物処理施設の設置の記載状況の内訳を示す。

「小規模産業廃棄物処理施設の設置」の記載自治体とは、3-5-7 で示した小規模産業廃棄物処理施設の「設置」、「設置の届出」が、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-28 産業廃棄物処理施設の設置の記載状況の内訳

	小規模産業廃棄物処理施設	それ以外の産業廃棄物処理施設	未記載
都道府県	4(36%)	3(28%)	4(36%)
	7(64%)		
保健所設置市	5(38%)	1(8%)	7(54%)
	6(46%)		
合計	9(38%)	4(17%)	11(45%)
	13(55%)		

* 括弧内は項目記載率である。

表 3-28 より、小規模産業廃棄物処理施設の設置に関する記載は都道府県 4 団体、保健所設置市では 5 団体と、全体の 4 割弱の自治体で記載されていることが分かる。また、それ以外の産業廃棄物処理施設に関して記載しているのは、都道府県で 28%、保健所設置市 8%で小規模産業廃棄物処理施設とそれ以外の産業廃棄物処理施設を合わせると、都道府県は 64%、保健所設置市では 46%とともに多くの自治体で記載されていることが分かる。半数以上の自治体でこの処理施設の設置に関する記載をしており、必要性の高い項目であると考えられる。

3-5-7-2 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧

産業廃棄物処理施設の処理に関する記録を事業者は残さなければならない。また、その記録を保存し、利害関係人の申し立てにより、閲覧させなければならない。表 3-29 に、産業廃棄物処理施設の維持管理に係わる記録及び閲覧の記載状況に示す。

「産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧」の記載自治体とは、「産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧」、「産業廃棄物処理施設の関係書類の閲覧」、「記録及び閲覧」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-29 産業廃棄物処理施設の維持管理に関わる記録及び閲覧の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	6	5	55%
保健所設置市	4	9	31%
合計	10	14	42%

表 3-29 より、全体の 42%が記載している。都道府県では 55%（福島県、千葉県、福岡県、新潟県、岐阜県、愛知県）、保健所設置市では 31%（名古屋市、豊田市、京都市、船橋市）が記載されていることが分かる。産業廃棄物処理施設設置の 13 団体の内、10 団体でこちらの記録及び閲覧に関する記載を行っており、設置する際、記録や閲覧も設置の条件として、届出を義務付けている自治体が多いことが分かる。

3-5-7-3 産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等

産業廃棄物処理施設を設置する際に、関係地域の住民に対し、説明会を開催して、施設の計画内容を周知しなければならない。表 3-30 に、産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等の記載状況を示す。

「産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等」の記載自治体とは、「産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等」、「計画内容の関係住民への周知」、「処理施設設置の周知等」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-30 産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	6	5	55%
保健所設置市	6	7	46%
合計	12	12	50%

表 3-30 より、全体の半分が記載していた。都道府県（宮城県、福島県、岐阜県、愛知県、大阪府、大分県）、保健所設置市（名古屋市、豊田市、堺市、東大阪市、高槻市、岡山市）ともに 6 団体が記載しており、産業廃棄物処理施設に関する項目は比較的、他項目に比べ多く記載されていることが分かった。

3-5-7-4 計画変更命令

産業廃棄物処理施設の設置の届出をした際、その届出内容に技術上の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に計画の変更または廃止を命ずることができる。表 3-31 に、計画変更命令の記載状況を示す。

「計画変更命令」の記載自治体とは、「計画変更命令」、「計画変更命令等」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-31 計画変更命令の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	1	10	9%
保健所設置市	2	11	15%
合計	3	21	13%

表 3-31 より、記載しているのは 3 団体しかない。しかし、この 3 団体は愛知県、名古屋市、豊田市とすべて愛知県の自治体であり、愛知県独特の項目であることが分かった。これまで、多くの項目について記載状況を示してきたが、愛知県のみと言うような、地域限定の項目はこの計画変更命令に関する記載が初めてである。

3-5-7-5 基準適合命令

知事、市長等は産業廃棄物処理施設を設置している者が定められた基準を遵守していないと認めるときはその者に対し、基準に従うことを命じ、又は施設の使用の一時停止を命じることが出来る。表 3-32 に、基準適合命令の記載状況を示す。

「基準適合命令」の記載自治体とは、「基準適合命令」、「基準適合命令等」、「基準の適合に係る命令等」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-32 基準適合命令の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	2	9	18%
保健所設置市	2	11	15%
合計	4	20	17%

この基準適合命令に関しても、計画変更命令と同様に愛知県独特のものとなっているが、唯一千葉県が記載をしている。

3-5-7-6 廃止施設等に対する措置等

産業廃棄物の処理を目的とする施設を廃止した場合又は施設等に関わる許可を取り消された場合は、施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、及び地下に浸透し、また悪臭が発散しないように必要な措置を講じなければならない。表 3-33 に、廃止施設等に対する措置等の記載状況を示す。

「廃止施設等に対する措置等」の記載自治体とは、「廃止施設等に対する措置等」、「廃止施設の措置等」のいずれかが表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-33 廃止施設等に対する措置等の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	3	8	27%
保健所設置市	2	11	15%
合計	5	19	21%

全体の記載率は 21%であり、こちらの項目に関しても多くの自治体では記載されていない。記載自治体は都道府県が福島県、千葉県、福岡県で保健所設置市は、船橋市、豊田市のみとなっている。

3-5-7-7 承継

許可施設設置者について相続、合併又は分割があったときは、当該許可施設の相続人、合併後存続する法人若しくは合併により、施設の全部を承継した者はその地位を相続することが出来る。表 3-34 に、承継の記載状況を示す。

「承継」の記載自治体とは、「承継」、「相続等」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-34 承継の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	3	8	27%
保健所設置市	3	10	23%
合計	6	18	25%

表 3-34 より、都道府県、保健所設置市ともに 3 団体ずつの記載である。その中で、この項目についても愛知県の 3 団体は揃って記載している。また、残りの 3 団体も福島県、千葉県、船橋市と関東付近の自治体となっている。近隣自治体の制定が関係している可能性があると考えられる。

3-5-7-8 構造等の変更の届出

産業廃棄物の処理を目的とする施設の設置の届け出をした後に、その事項の変更を行う時は、その旨を知事等に届け出なければならない。表 3-35 に、構造等の変更の届出の記載状況を示す。

「構造等の変更の届出」の記載自治体とは、「構造等の変更の届出」、「構造の変更等」のいずれかが、表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-35 構造等の変更の届出の記載状況

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	3	8	27%
保健所設置市	3	10	23%
合計	6	18	25%

構造等の変更の届出の記載は、承継に関する項目を記載している自治体と全く同様の自治体であった。

3-5-8 事業計画書

事業計画書とは、産業廃棄物処理施設を設置しようとする時に、知事等に提出する計画書である。この事業計画書を提出しなければ、施設の設置を認められない。

以下は堺市条例で定められた事業計画書に記載する項目内容である。¹⁾

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 廃棄物処理施設の設置の場所
- ・ 廃棄物処理施設の種類
- ・ 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

- ・ 廃棄物処理施設の処理能力
- ・ 環境の保全のための措置
- ・ その他、市長が必要と認める事項

また、表 3-1 の項目 37 事業計画書の提出～41 修正事業計画書の閲覧まで、記載している自治体は全て同一自治体であり、項目記載率も全て同じであった。表 3-36 に、事業計画書関連の項目記載率を示す。

「事業計画書」の記載自治体とは、「事業計画書」が表 2-1 の条例に明記されている自治体を意味する。

表 3-36 事業計画書関連の項目記載率

	記載自治体数	未記載自治体数	記載率
都道府県	1	10	9%
保健所設置市	5	8	38%
合計	6	18	25%

事業計画書の提出を義務付けているのは、大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、豊田市、岡山市の 6 団体である。次に、事業計画書を提出してから施設設置の許可を得るまでの流れを図で示し、明らかにする。図 3-2 に、施設設置許可までの流れ²⁾を示す。

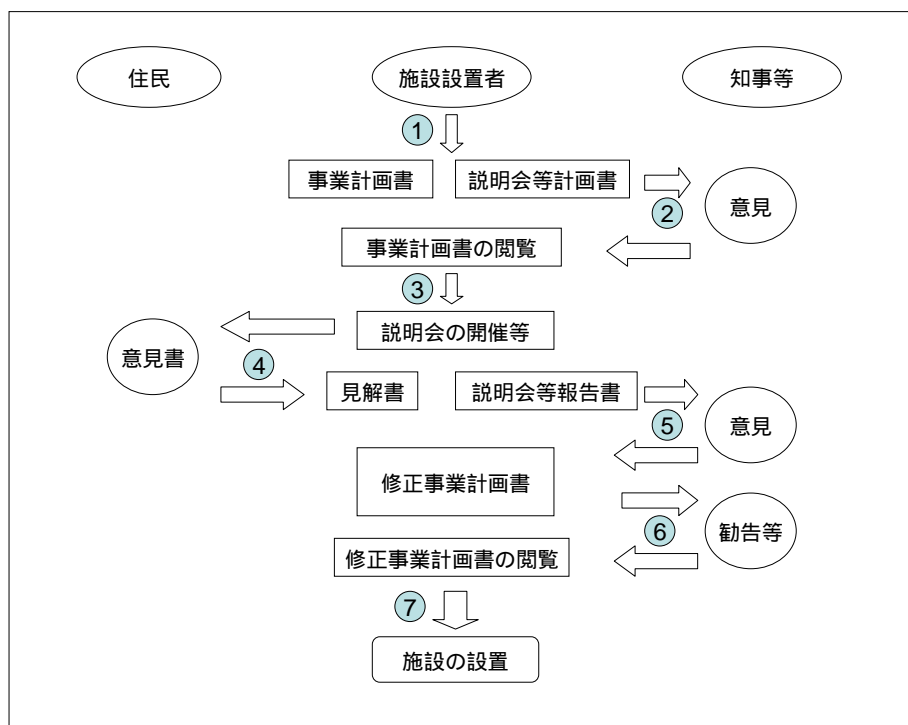


図 3-2 施設設置許可までの流れ

事業計画書、説明会等計画書の提出

産業廃棄物の処理を目的とする施設を設置しようとする者は、事業計画書と説明会の開催の計画、閲覧の計画、意見書の提出の方法等を記載した計画書（説明会等計画書）を併せて知事等に提出する。

事業計画書等の提出を受けたときの知事の意見

知事は、事業計画書等の提出を受けたときは、その提出者に対し、意見を書面に述べる事が出来る。

事業計画書の閲覧

事業計画書等を提出した者は、関係住民に対し、事業計画書の写しを閲覧させなければならない。また、関係住民に対し、事業計画書の記載事項を周知させるための説明会を行わなければならない。

意見書、見解書

その説明会を聞いた住民は、事業計画書について意見を有する場合は、意見書の提出により、これを述べる事が出来る。この意見書を受け取った者は、関係住民に対し、意見についての見解を書面により示さなければならない。

説明会等報告書の提出

また、事業計画書提出者は説明会の開催の結果、閲覧の結果、見解書の内容等を記載した書類（説明会等報告書）を知事等に提出しなければならない。その報告書を受けた知事等は、その内容を踏まえた上で事業計画書についての意見を述べる。

修正事業計画書

意見を受けた事業計画書提出者は、それらの意見を勘案して事業計画書の記載事項について検討を加え、修正した事業計画書を作成し、知事等に提出する。しかし、知事等が修正の必要がないと認める場合は、この通りでない。

施設設置の許可

こうして、修正事業計画書を提出し、その写しを関係住民に閲覧させ、施設設置の許可となる。

3-5-9 罰則規定

また、各自治体で施行している条例には罰則を規定しており、罰則の内容や、項目を表3-1の比較項目の大項目ごとにまとめる。

3-5-9-1 排出責任の強化の罰則

排出責任の強化で、罰則が設けられている項目は、「産業廃棄物管理責任者の設置」、「廃棄物処理票」の2項目である。表3-37に、排出責任の強化の罰則を示す。

表 3-37 排出責任の強化の罰則

産業廃棄物管理責任者の設置		廃棄物処理票	
30万円以下の罰金	福島県	50万円以下の罰金	千葉県、船橋市
5万円以下の罰金	福岡県	30万円以下の罰金	福島県

産業廃棄物管理責任者の設置

表 3-37 より、産業廃棄物管理責任者の設置に違反した場合、罰則規定を設けているのは、福島県と福岡県であり、それぞれ 30 万円、5 万円以下の罰金となっている。

廃棄物処理票

表 3-37 より、罰則を設けているのは 3 自治体で、その内容は千葉県、船橋市が「50 万円以下の罰金」。福島県は「30 万円以下の罰金」となっている。

3-5-9-2 自社産業廃棄物の規制の罰則

次に、「自社産業廃棄物の規制」である。この項目で、罰則が設けられている項目は、「保管の届出」、「保管の制限」、「保管の変更の届出」、「搬入一時停止命令」、「搬入・搬出時間の制限」、「運搬管理票」、「搬入搬出管理簿」の 7 項目である。表 3-38 に、自社産業廃棄物の規制の罰則を示す。

表 3-38 自社産業廃棄物の規制の罰則

保管の届出		搬入一時停止命令	
30万円以下の罰金	岐阜県、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	金沢市、大阪府、堺市、東大阪市、高槻市
20万円以下の罰金	福島県、愛知県、名古屋市、豊田市、大阪府、堺市、東大阪市、高槻市	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	京都府、京都市、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市
5万円以下の罰金	金沢市、京都府、京都市	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	豊田市
保管の制限		搬入・搬出時間の制限	
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	宮城県	50万円以下の罰金	千葉県、船橋市
保管の変更の届出		運搬管理票	
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	愛知県	50万円以下の罰金	千葉県、船橋市
30万円以下の罰金	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市	30万円以下の罰金	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市
20万円以下の罰金	福島県、大阪府、堺市、東大阪市、高槻市	5万円以下の罰金	京都府、京都市
5万円以下の罰金	岐阜県、京都府、京都市	搬入搬出管理簿	
3万円以下の罰金	名古屋市、豊田市	30万円以下の罰金	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市

保管の届出

まず、「保管の届出」についてである。産業廃棄物を保管する際に、その旨を、届出なかった場合に罰則を課しているのだが、表 3-38 より、「保管の届出」において罰則規定を設けている自治体は全部で、17 自治体あり、兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）と岐阜県が「30 万円以下の罰金」。福島県と愛知県（名古屋市、豊田市）と大阪府（堺市、東大阪市、高槻市）が「20 万円以下の罰金」。そして、金沢市と京都府（京都市）が「5 万円以下の罰金」となっており、近隣自治体では、罰則内容が同じであることが分かる。

保管の制限

「保管の制限」について、罰則規定を設けているのは、宮城県 1 つであった。

保管の変更の届出

「保管の変更の届出」について罰則規定を設けているのは、16 自治体であり、また、兵庫県、大阪府、京都府については、近隣自治体の関係も見られる。また、唯一、愛知県では懲役が課せられている。

搬入一時停止命令

「搬入一時停止命令」では、13 自治体で罰則規定が設けられており、この 13 自治体すべてで、懲役が課せられていることより、この「搬入一時停止命令」については、厳しく取り締まっていることが分かる。

搬入・搬出時間の制限

「搬入・搬出時間の制限」では、3 自治体が罰則規定を設けており、表 3-38 より、千葉県、船橋市が「50 万円以下の罰金」。豊田市では「20 万円以下の罰金」となっている。

運搬管理票

表 3-38 より、「運搬管理票」の交付、虚偽の交付等を行った場合、9 自治体で罰則を課しており、また、千葉県（船橋市）が「50 万円以下の罰金」。兵庫県（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市）が「30 万円以下の罰金」。京都府（京都市）が「5 万円以下の罰金」と、近隣自治体によって、罰則内容が違ってくる。ことが分かる。

搬入搬出管理簿

「搬入搬出管理簿」については、兵庫県（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市）のみ罰則規定を設けている。

3-5-9-3 土地管理の責任強化の罰則

次に、「土地管理の責任強化」の罰則である。ここでは、「土地所有者等の責務」、「事故時の報告」、「支障の除去」とすべての項目で罰則規定が設けられている。表 3-39 に、土地管理の責任の強化の罰則を示す。

表 3-39 土地管理の責任の強化の罰則

土地所有者等の責務	事故時の報告	支障の除去
2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	名古屋市	京都市
3月以下の禁錮又は 20万円以下の罰金	福岡県	福岡県
兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市		
豊田市		
大阪府、堺市、東大阪 市、高槻市		

土地所有者等の責務

「土地所有者等の責務」については、10自治体で罰則規定が設けられており、兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）では、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と、非常に重い罪とされていることが分かる。また、豊田市や大阪府（堺市、東大阪府、高槻市）でも懲役や禁錮の罰則となっていることから、厳しく取り締まりを行っていることが分かる。

事故時の報告

「事故時の報告」を行わない場合、罰則を課しているのは、名古屋市と福岡県の2自治体であった。

支障の除去

「支障の除去」では、2自治体と少ないが、どちらも6月以上の懲役を課していることから、両自治体では、厳しく取り締まっていることが分かる。

3-5-9-4 不法投棄されない地域づくりの罰則

「不法投棄されない地域づくり」では、「立ち入り検査」、「保管の報告」について、罰則規定が設けられている。表 3-40 に、不法投棄されない地域づくりの罰則を示す。

表 3-40 不法投棄されない地域づくりの罰則

立ち入り検査	保管の報告
50万円以下の罰金	50万円以下の罰金
30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
20万円以下の罰金	20万円以下の罰金
5万円以下の罰金	
千葉県、船橋市	千葉県、船橋市
金沢市、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、岡山市	金沢市、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、岡山市
宮城県、福島県、新潟県、愛知県、名古屋市	宮城県、福島県、新潟県、愛知県、名古屋市
大分県	

立ち入り検査

表 3-40 より、「立ち入り検査」については、17 自治体と多くの自治体で罰則規定が設けられている。その罰則内容は、どの自治体も罰金であり、一番重いもので、千葉県、船橋市の「50 万円以下の罰金」であった。また、こちらの項目についても、千葉県（船橋市）、京都府（京都市）、兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）で近隣自治体の関係が見られる。

保管の報告

「保管の報告」については、「立ち入り検査」と自治体も、その内容もほぼ同じであり、違う点としては唯一、大分県が罰則を設けていないのみであった。

3-5-9-5 産業廃棄物処理施設の罰則

「産業廃棄物処理施設」に関する項目で、罰則規定を設けているのは、「産業廃棄物処理施設の設置」、「産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧」、「計画変更命令」、「基準適合命令」、「廃止施設等に対する措置等」、「承継」、「構造等の変更の届出」の 7 項目である。表 3-41 に、産業廃棄物処理施設の罰則を示す。

表 3-41 産業廃棄物処理施設の罰則

産業廃棄物処理施設の設置		廃止施設等に対する措置等	
2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	福島県、千葉県、船橋市	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	船橋市
3月以下の懲役又は 20万円以下の罰金	愛知県、名古屋市、豊田市	30万円以下の罰金	岡山市
30万円以下の罰金	岐阜県	20万円以下の罰金	豊田市
産業廃棄物処理施設の記録及び閲覧		承継	
50万円以下の罰金	千葉県、船橋市	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	千葉県、船橋市
30万円以下の罰金	岐阜県、岡山市	20万円以下の罰金	福島県、愛知県、名古屋市、豊田市
20万円以下の罰金	福島県、愛知県、名古屋市、豊田市		
計画変更命令		構造等の変更の届出	
2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	愛知県、名古屋市、豊田市	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	福島県、千葉県、船橋市
		3月以下の懲役又は 20万円以下の罰金	愛知県、名古屋市、豊田市
基準適合命令			
2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	愛知県、名古屋市、豊田市		
6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	千葉県		

産業廃棄物処理施設の設置

表 3-41 より、「産業廃棄物処理施設の設置」については、福島県、千葉県（船橋市）が「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」。愛知県（名古屋市、豊田市）が「3月以下の懲役又は20万円以下の罰金」。と懲役を課しているのに対し、岐阜県では、「30万円以下の罰金」と、自治体によって、内容の違いが読み取れる。

産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧

「産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧」については、8自治体で罰則が課せられており、それぞれ50万円、30万円、20万円以下の罰金となっている。

計画変更命令

「計画変更命令」については、愛知県（名古屋市、豊田市）のみ罰則規定を設けており、その罰則内容は「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と、きわめて重いものとなっている。

基準適合命令

こちら、愛知県（名古屋市、豊田市）では、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となっている。また、千葉県でも、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」と、厳しい取締りを行っていることが分かる。

廃止施設等に対する措置等

「廃止施設等に対する措置等」については、3自治体が罰則規定を設けており、岡山市、豊田市は、それぞれ30万円、20万円の罰金を課しており、船橋市では、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と厳しい取締りとなっている。

承継

この「承継」についての罰則には、その内容に大きな差が見られる。千葉県（船橋市）では、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と非常に重い罰則を課しているのに対し、福島県、愛知県（名古屋市、豊田市）では、「20万円以下の罰金」と千葉県に比べると、軽い罰則となっていることが分かる。

構造等の変更の届出

「構造等の変更の届出」の罰則については、厳しい取締りが行われている。福島県、千葉県（船橋市）では、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となっており、また愛知県（名古屋市、豊田市）でも、「3月以下の懲役又は20万円以下の罰金」と、この項目について、自治体では、厳しく取り締まりを行っている。

3-6 まとめ

3-6-1 比較項目まとめ

本章のまとめとして、まず各自治体の比較項目の項目記載率をまとめる。項目記載率が75～100%をA、50～74%をB、25～49%をC、0～24%をDとし、その分類ごとにどの項目が属するかを明らかにした。表3-42に、項目記載率別比較項目の分布を示す。

表3-42 項目記載率別比較項目の分布

	都道府県	保健所設置市
A 75～100%	18.土地所有者等の責務 21.不法投棄行為者等の公表 23.立ち入り検査 24.保管の報告	5.保管の届出 7.保管の変更の届出 10.搬入一時停止命令 18.土地所有者等の責務 21.不法投棄行為者等の公表 23.立ち入り検査 24.保管の報告
B 50～74%	5.保管の届出 7.保管の変更の届出 25.産業廃棄物処理施設の設置 26.産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧 27.産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等	20.支障の除去
C 25～49%	1.産業廃棄物管理責任者の設置 4.委託先の確認 6.保管の制限 10.搬入一時停止命令 12.運搬管理票 14.産業廃棄物の性状などに関する情報の提供 15.県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出 16.県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理 20.支障の除去 22.生活環境の保全に関する協定の締結 30.廃止施設等に対する措置等 31.承継 32.構造等の変更の届出	1.産業廃棄物管理責任者の設置 8.保管場所における表示 12.運搬管理票 13.搬入搬出管理簿 25.産業廃棄物処理施設の設置 26.産業廃棄物処理施設の維持管理に係る記録及び閲覧 27.産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等 33-38.事業計画書関連
D 0～24%	2.廃棄物処理票 3.管理計画書 8.保管場所における表示 9.産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等 11.搬入・搬出時間等の制限 13.搬入搬出管理簿 17.処理業務実績の報告 19.事故時の報告 28.計画変更命令 29.基準適合命令 33-38.事業計画書関連	2.廃棄物処理票 3.管理計画書 4.委託先の確認 6.保管の制限 9.産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等 11.搬入・搬出時間等の制限 14.産業廃棄物の性状などに関する情報の提供 15.県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出 16.県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理 17.処理業務実績の報告 19.事故時の報告 22.生活環境の保全に関する協定の締結 28.計画変更命令 29.基準適合命令 30.廃止施設等に対する措置等 31.承継 32.構造等の変更の届出

表3-42より、以下の2点が分かる。

- ・ 都道府県と保健所設置市の項目記載率の差
- ・ 自治体間での記載項目の違い

まず、一つ目の都道府県と保健所設置市の項目記載率の差である。項目における都道府県と保健所設置市の項目記載率に差が生じており、多くの項目では、都道府県と保健所設置市との項目記載率に差が見られた。立ち入り検査や土地所有者の責務などに関する項目

は9割以上の記載率だが、逆に廃棄物処理票や保管の制限など記載率が1割程度の項目も存在し、項目記載率の差は歴然としている。都道府県で多く記載されている項目、保健所設置市で多く記載されている項目、項目によって都道府県・保健所設置市の記載率に差が見られ、これらに関係性は見られないが、都道府県はB,50～74%、C,25～49%が保健所設置市に比べ多く、逆に保健所設置市では、A,75～100%、D,0～24%が多く、都道府県は満遍なく、保健所設置市は記載されている項目とそうでない項目の差が大きい。また、都道府県の平均項目記載率は34.5%、保健所設置市の平均項目記載率は37.5%と両者に大きな違いは見られなかった。

それは近隣自治体の関係である。近隣自治体では、項目記載率、記載している項目が近いという傾向が見られ、その地域独特の項目も存在した。図表3-43に、近隣自治体と関係性の見られる比較項目を示す。

表3-43 近隣自治体と関係性の見られる比較項目

排出責任の強化	不法投棄されない地域作り
1. 産業廃棄物管理責任者の設置	21. 不法投棄行為等の公表
2. 廃棄物処理票	22. 生活環境の保全に関する協定の締結
3. 管理計画書の提出	23. 立ち入り検査
4. 委託先の確認	24. 保管の報告
自社産業廃棄物の規制	小規模産業廃棄物処理施設
5. 保管の届出	25. 小規模産業廃棄物処理施設の設置
6. 保管の制限	26. 産業廃棄物焼却施設の維持管理に係る記録及び閲覧
7. 保管の変更の届け出	27. 産業廃棄物処理施設の計画内容の周知等
8. 保管場所における表示	28. 計画変更命令
9. 産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備え付け等	29. 基準適合命令
10. 搬入一時停止命令	30. 廃止施設等に対する措置等
11. 搬入・搬出時間の制限	31. 承継
12. 運搬管理票	32. 構造等の変更の届出
13. 搬入搬出管理簿	事業計画書
14. 産業廃棄物の性状などに関する情報の提供	33. 事業計画書の提出
処理体制の整備	34. 事業計画書の閲覧
15. 県(市)外産業廃棄物の県(市)内搬入の届出または事前協議	35. 事業計画書についての関係住民による意見書の提出
16. 県(市)内産業廃棄物の県(市)内処理	36. 見解書の提出
17. 処理業務実績の報告	37. 修正事業計画書の提出
土地管理の責任強化	38. 修正事業計画書の閲覧
18. 土地所有者等の責務	
19. 事故時の報告	
20. 支障の除去	

表3-43の、灰色の部分が近隣自治体との関係(例:関西限定、愛知県のみ)が見られた項目である。38項目中、20項目と約半分の項目が近隣自治体との関係が見られた。このことから、条例制定には、近隣自治体間での関係が大きく影響していると考えられる。また、近隣自治体との関係性の見られない項目に関しては、その自治体独特のものや、どの自治体でも記載されている項目であった。

また、二つ目の自治体間での記載項目の違いというのは、その自治体によって記載されている項目は大きく異なるということである。項目記載率が50%を下回る項目が都道府県は38項目中29項目、保健所設置市では30項目と数値として現れている。同じ項目が多くの自治体で記載されているのではなく、色々な項目、自治体にあった項目が様々な形で記載されていることが分かる。

3-6-2 罰則まとめ

次に、罰則のまとめである。罰則は 21 項目において、設けられており、項目によって、その自治体や、罰則内容には差が見られる。表 3-44 に、罰則内容の項目別自治体数を示す。

表 3-44 罰則内容の項目別自治体数

	産業廃棄物管理責任者の設置	産業廃棄物処理票	保管の届出	保管の制限	保管の変更の届出	搬入一時停止命令	搬入・搬出時間の制限	運搬管理票	搬入搬出管理簿	土地所有者の責務	事故時の報告	支障の除去	立ち入り検査	保管の報告	産業廃棄物処理施設の設置	産業廃棄物処理施設の記録及び閲覧	計画変更命令	基準適合命令	廃止施設等に対する措置等	承継	構造等の変更の届出	合計 (%)
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金										5					3		3	3	1	2	3	20(13%)
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金												1										1(1%)
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金						5																5(3%)
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金				1		7						1						1				10(7%)
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金					1	1				1	1											4(3%)
3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金										4												4(3%)
3月以下の懲役又は20万円以下の罰金															3						3	6(4%)
50万円以下の罰金		2					2	2					2	2		2						12(8%)
30万円以下の罰金	1	1	6		5			5	5		1		9	9	1	2				1		46(30%)
20万円以下の罰金			8		6		1						5	5		4				1	4	33(22%)
5万円以下の罰金	1		3		3			2					1									10(7%)
3万円以下の罰金					2																	2(1%)
合計	2	3	17	1	16	13	3	9	5	10	2	2	17	16	7	8	3	4	3	6	6	

表 3-44 より、まず罰則が多く設けられている項目は、「保管の変更の届出」、「立ち入り検査」の 17 自治体が一番多く、次に、「保管の変更の届出」、「保管の報告」の 16 自治体である。逆に、少ない項目は、「産業廃棄物管理責任者の設置」、「事故時の報告」、「支障の除去」が 2 自治体で罰則が設けられている。

そして、その罰則内容についてだが、一番多い罰則が、「30 万円以下の罰金」の 30%、次が「20 万円以下の罰金」の 22%と、約半分がこれらの罰則内容となっている。そして、罰則内容として、最も厳しい内容となっている「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」を罰則としている自治体も 13%と、3 番目に高い数値となっている。また、懲役を課すとしているのが、全体の 3 割で、残りの 7 割は懲役を課していない。不法投棄に関する罰則は比較的軽い自治体が多いと言える。

また、表 3-37 ~ 表 3-41 より、同都道府県では、その罰則内容がほぼ同様であることが分かる。特に、大阪府、兵庫県では、全ての項目において、全く同じ内容の罰則規定を設けていることから、近隣自治体においての関係性が見られる。

< 参考文献 >

1) 2) 堺市：データ

< http://www.city.sakai.osaka.jp/city/info/_kankei/index.html >